令和5年4月24日 校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いつでも、どこでも起きるとの認識のもとに、いじめをさせない、許さない学校をつくるため、全教育活動を通して人権教育を充実させるとともに、道徳教育の充実に努める。
- (2) 自他ともに大切にする心、自他の生命を尊重する生徒の育成のため、学級、学年、生徒会でいじめ防止に向けた行動目標・指標を決議し、全校で、いじめの未然防止に取り組む。
- (3) 教職員は、いじめに対する繊細な感覚をもち早期発見に努め、全教職員による早期かつ組織的な対応を進め、その防止と解決を図る。
- (4) 保護者・地域住民・事業者等と連携するために、いじめ対策校内委員会が中核となり、墨田中学校いじめ対策委員会を組織する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止及びいじめに対する適切な措置を講ずる責務を有する。さらに、保護者・地域住民・事業者等との連携を図り、いじめが生じていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 墨田中学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止及びいじめに対する適切かつ迅速な対応を行うために、墨田中学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 道徳教育・人権教育・各教科での年間指導計画にいじめ防止に関する内容を盛り込み、いじめ 防止に向けた公開授業を企画・運営する。
- 生徒状況を日常的に把握するとともに、全教職員が情報を共有できるよう組織的に対応する。
- いじめと思われる事態が生じた場合は、被害者生徒及び保護者への対応、加害者生徒及び保護者への組織的な対応を行う際の中心的役割を担う。
- いじめ防止及びいじめに対する対応措置について、研修会を設定し、全教員のいじめに対する 知識及び指導力の向上に努める。

ウ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年代表、特別支援学級主任、保健主任、スクールカウンセラー (以下、SCとする。)等で構成し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー(以下、SSWとする。)等の参加を求める。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ防止及びいじめに対する適切かつ迅速な対処を行うために、保護者・地域・事業者等とサポートチームを設置する。

イ 所堂事項

- いじめと思われる事態が生じた場合は、必要に応じて学校とともに対処する。
- いじめ防止のため、日頃より気になる生徒及び必要とされる生徒への声掛けや保護者への助言を行う。
- いじめ防止及びいじめの対処について評価し、改善を求める。

ウ会議

原則として、年3回の学校運営連絡協議会の後に設定し、評価と改善を求める。

工 委員構成

育成委員会委員、地域代表(町会)、同窓会長、民生児童委員、PTA会長、PTA顧問等で構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
- ア 教育活動のあらゆる場面でいじめを許さない態度と意識を育成する。
- イ SCが全員面接(第1学年は悉皆)を行い、その報告を確認する。
- ウ いじめに関する授業を年3回実施する。このうち9月の授業は、保護者・地域住民に公開し、意 見交換会でいじめに対する認識を深める。
- エ 外部から講師を招くなどして、インターネット等によるいじめに関して指導を行う。
- オ 学年集会、生徒朝礼等で、生徒の活動により「いじめを許さない、させない」という態度と意識を育成する。
- カ 定期的に墨田中学校いじめ対策委員会を開催し、未然防止の取り組み及び生徒の状況を確認する。
- (2) 早期発見のための取組
- ア 生徒の学校生活アンケートを年間に4回実施する。
- イ SCによる全員面接(第1学年は悉皆)を実施する。
- ウ 7月と12月に全学年で三者面談を実施する。
- エ 日常的に墨田中学校いじめ対策委員会への情報集約を図り、毎月の職員会議で、配慮を必要とする生徒等の情報を共有し、確認する。
- (3) 早期対応のための取組
- ア いじめやいじめの疑いがある状況を発見した場合、特定の教員だけが抱え込まず、迅速な対応を するために、墨田中学校いじめ対策委員会が方針を決定し、役割分担とともに全教員に周知する。 イ いじめ対策校内委員会を中心に、いじめを受けた生徒の安全確保と心のケアを行う。
- ウ 加害者を特定した上で、全教職員が組織的・継続的に観察した上で、指導を徹底する。また、保護者にいじめをやめさせる指導をするとともに、SC、SSWにつなげるなど必要な処置をとる。
- エ 保護者と地域住民の理解と協力が必要な場合には、個人が特定できないような配慮をした上で、 事実を伝える。
- オ いじめを伝えた生徒の安全確保のために、加害者生徒に名前がわからないようにするなどの配慮 をし、不安を取り除くとともに、継続して安全が確保されているか確認する。
- (4) 重大事態への対処
- ア いじめを発見した場合は、直ぐその場でやめさせる。一人で対応できない場合は、直ぐに他の教 職員の協力を求めやめさせる。
- イ いじめ対策校内委員会を中心に組織的にいじめに関する情報を集約する。墨田中学校いじめ対策 委員会は、集約した情報をもとに、対策本部を立ち上げ迅速に解決に向けた対策を策定する。
- ウ いじめを受けた生徒に怪我などがないか確認し、必要に応じて医療機関で治療を受けさせる。

- エ いじめられた生徒が信頼できる人(親しい友人、保護者、教職員等)と連携し、相談体制を築く。 また、SCによる面談やSSWと連携し、心のケアに努める。
- オ いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない人権侵害行為であることを理解させる。また、自らの行為を振り返らせ、SC、SSWと連携をもって抱えている不満やストレスの解消に向けたカウンセリングを行う
- カ いじめが発覚した段階で速やかに教育委員会に第一報するとともに、その後の対応等の報告を迅速に行う。必要に応じて児童相談所、警察等の関係諸機関との連携をもって解決に当たる。

5 教職員研修計画

- 第1回 いじめ防止基本方針の内容の確認に関する研修(4月)
- 第2回 いじめに関する公開授業における意見交換会での研修(9月)
- 第3回 長期休業明けのいじめに関するミニ研修(1月)

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1)年度当初の保護者会で、学校の方針を伝えて理解と協力を得るとともに、いじめのアンケートへの協力といじめ防止に向けた授業及び意見交換会への参観の協力を依頼する。
- (2) いじめの定義や学校での取り組みを、保護者会、面談等の機会に、直接伝える他、学校だよりや学年だより等で伝えるとともに、いじめ防止基本方針をホームページに掲載して、周知を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会や墨中地区育成委員会などの健全育成のための会議に参加し、学校の方針と 取組状況を伝えるとともに、いじめ防止・撲滅に向けて、共に活動する。
- (2) 青少年育成委員会主催の「社会を明るくする運動」に学校として協力するとともに、地域活動に 参加し、連携を深めていく。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1)保護者による学校評価の項目にいじめに対する取組に関する項目を具体的に設定し、学校の取組の評価、生徒の実態に関する評価を実施する。
- (2) 学校評価の結果を分析するとともに、改善策を教科、領域、分掌等で次年度の年間指導計画に反映させ、全教職員でその推進に取り組む。